

勤務先の健康保険に加入したら、 すみやかに国保から脱退する手続きを行ってください!

10月から短時間労働者の社会保険の適用範囲が拡大されました。

この法改正に伴い、これまで国民健康保険(国保)の加入者だった方が、勤務先の健康保険の加入対象となる場合があります。勤務先の健康保険証をもらったら、すみやかに福祉保険課で国保から脱退する手続きを行ってください。

【勤務先の健康保険の加入対象】

9月まで

労働時間が週30時間以上の方

10月から

▽労働時間が週20時間以上▽月額賃金が8万8,000円以上(年収106万円以上)▽雇用期間が1年以上見込まれる▽従業員数が501人以上の事業所である——を満たす方

【国保から脱退する手続きに必要なもの】

▽勤務先の健康保険証

▽国民健康保険証

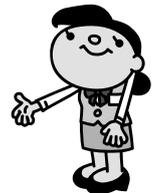
▽窓口に来た方の身分を証明するもの(運転免許証、個人番号カード、在留カード等)

▽世帯主の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(個人番号カードまたは通知カード)

※国保から脱退する手続きには、世帯主の届け出が必要となります(国民健康保険法第9条)。別世帯の代理人が届け出る場合は、世帯主の委任状(任意様式)が必要となりますので、手続きの際に提示してください。

【問い合わせ】

福祉保険課国保年金担当(役場行政棟1階 ☎282-1711 内線1132)



こちらは、防災とうかいです

Vol. 7

避難に関する情報の種類

今年の台風9号とその後の大雨では、東海消防署に設置してある雨量計で、8月22日の24時間で240.5ミリの降雨を記録しました。水戸における8月の平均降水量(131.8ミリ・昭和56年~平成22年)の2倍近くの降雨がわずかに1日のうちにあったこととなります。この日、村では災害対策本部を設置し、新川の溢水に備え、川根区に対して「避難準備情報」を発令しました。このように、災害または災害発生の恐れがある場合、村から避難に関する情報を発令します。防災行政無線放送や村公式ホームページなどでお知らせしますので、早めの避難を心掛けましょう。

【避難に関する情報の種類とその違い】

●「**避難準備情報**」…要配慮者(高齢者や障がいのある方、妊婦、乳幼児等)など、避難に時間がかかる方が避難を始めなければならない段階であり、被害の発生する可能性が高まった状況で発表します。気象情報等に注意し、避難準備を始めてください。

●「**避難勧告**」…要配慮者のほか、全体的な方が避難を始めなければならない段階であり、被害の発生す

る可能性が明らかに高まった状況で発表します。

●「**避難指示**」…被害の発生する危険性が非常に高いと判断した状況、また、被害が発生し始めた状況で発表します。避難を急ぐか、もしくは屋外の状況により、避難することがかえって危険な場合は、自宅や近くの建物の2階などに避難し、屋内で安全を確保してください。

※避難が必要であると感じたら、これらの発表を待たずに避難の準備を始めたり、自主的に避難することも大切です。

【避難するときは…】

村では、各コミュニティセンターや総合体育館、総合福祉センター「絆」、照沼小学校を、災害時に優先して開設する「基幹避難所」に指定しています。食料や飲料、毛布、継続的に用いている医薬品、着替えなど、避難生活に必要なものを持参しましょう。

【問い合わせ】

防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(☎282-1711 内線1524)